

平成 29 年 6 月 1 日  
社会福祉法人和の会  
理事長 石坂 和

### 報酬等の支給の基準

社会福祉法人和の会の評議員、役員の報酬基準は以下の通りである。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(役員の報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、勤務実態に即して支給することとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

以上